

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 109

【共通】 問1 消防長、消防署長その他の消防吏員が、防火対象物において火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件を現認した場合であって、特に緊急の必要があると認める時は、一定の要件を満たす受命者に対して、火災の予防又は消防活動の障害除去のために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされているが、当該措置命令の受命者として、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 当該物件の所有者
- (2) 当該物件の所有者又は管理者
- (3) 当該物件の所有者、管理者又は占有者
- (4) 当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者

【消防用設備等】 問1 次に掲げる防火対象物の地階のうち、地下街と一体を成すものとして消防長又は消防署長が指定した場合に、設問の消防用設備等の設置義務が生ずるものとして、消防法令上正しいものを1つ選べ。ただし、当該防火対象物の地階の階数は1であるものとする。

- (1) 物販店舗の地階の床面積が250㎡で、地下街の延べ面積が700㎡の場合は、これらの部分にスプリンクラー設備の設置義務が生ずる。
- (2) 車両の駐車場の地階の床面積が100㎡で、地下街の延べ面積が250㎡の場合は、これらの部分に自動火災報知設備の設置義務が生ずる。
- (3) 飲食店の地階の床面積が300㎡で、地下街の延べ面積が700㎡の場合は、これらの部分にガス漏れ火災警報設備の設置義務が生ずる。
- (4) 博物館の地階の床面積が100㎡で、地下街の延べ面積が250㎡の場合は、これらの部分に非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備の設置義務が生ずる。

【消防用設備等】 問2 客席誘導灯に関する次の記述のうち、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 客席誘導灯の表示面の明るさは、50カンデラ以上とする必要がある。
- (2) 客席誘導灯は、緑色の灯火とする必要がある。
- (3) 客席誘導灯の客席における照度は、客席内の通路の床面における垂直面について計る必要がある。
- (4) 客席誘導灯は、客席に、総務省令で定めるところにより計った客席の照度が0.2ルクス以上となるように設ける必要がある。

【防火査察】 問1 消防法第4条第4項では、立入検査等で知

り得た秘密をみだりに他に漏らしてはならないことが規定されている。次の場合のうち、みだりに他に漏らしたと考えられるものはどれか。

- (1) 職務上必要な事項として、上司に立入検査の結果等を報告する場合
- (2) 捜査機関に対し消防法令違反で告発する場合
- (3) 情報公開請求があり、情報公開条例に基づき、妥当性を有するものとして公開する場合
- (4) 不動産業者からの立入検査の結果等に関する問い合わせに対し文書等で回答する場合

【防火査察】 問2 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理に関する事項のうち、不適切な記述は次のうちどれか。

- (1) 避難として使用可能な階段に避難の障害と物品が置かれている場合には、自主的に設置された避難階段であっても、法第8条の2の4の適用がある。
- (2) 火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準違反で具体的な火災発生危険があるものについては、法第3条第1項、法第5条第1項、法第5条の2第1項若しくは法第5条の3第1項により対応する。
- (3) 法第5条第1項命令違反を要件とする法第5条の2第1項第1号に基づく使用禁止命令等違反があった場合、告発は、罰則が厳しい使用禁止命令等違反で行う。
- (4) デジタルカメラによる映像を告発書の資料として採用しようとする際には、事前に告発時の添付資料としての適否について捜査機関と協議しておく必要がある。

【危険物】 問1 保安に関する講習の受講についての次の記述の（ ）に入る年数の組み合わせについて、正しいものは(1)～(4)のうちどれか。

危険物の取扱作業に従事することとなった日から（ A ）以内に受講しなければならない。ただし、取扱作業に従事することとなった日前（ B ）以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、交付日又は受講日以降における最初の4月1日から（ C ）以内に受講することをもって足りるものとする。

- (1) A：2年 B：1年 C：3年
- (2) A：1年 B：1年 C：1年
- (3) A：2年 B：2年 C：1年
- (4) A：1年 B：2年 C：3年

【危険物】 問2 次のA～Eの消火設備のうち、第1類の危険物（アルカリ金属の過酸化物等を除く）、第2類の危険物（鉄粉、金属粉、マグネシウム等を除く）、第3類の危険物（禁

解説 現場付近では、飛び降り行為者に動揺等を与えないよう、サイレン吹鳴等を停止する等の配慮をする。

【救急】

問1 答 (4)

解説 正しくは「救命救急センターもしくは第二次救急医療機関であること」である。災害時における医療体制の充実強化について（平成24年3月21付 医政発0321第2号）参照。

問2 答 ① ウ ② イ ③ キ

解説 「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」（平成26年1月31日付 消防急第13号、医政指発0131第3号）参照。

問3 答 (2)

解説 消防法施行令（昭和36年政令第37号）の一部が改正されることに伴い、「救急業務実施基準の一部改正について（通知）」（平成29年2月8日付 消防救第20号）が発出されており、救急隊の編成について、「消防長は、救急救命士の資格を有する隊員又は准救急隊員1人以上をもって救急隊を編成するよう努めるものとする」と変更されている。

予防技術検定模擬テスト

【共通】

問1 答 (4)

解説 消防法第5条の3第1項。本来であれば当該物件の所有者、管理者若しくは占有者が権原を有する者に対して措置命令を発動すべきであるが、これらの者に命令を伝えるまでに日時を要し、かつ、一刻も早く命令を行わないと火災予防上重大な支障を生ずる等の理由がある場合は、権原を有していない「当該物件の所有者、管理者若しくは占有者」又は「当該防火対象物の関係者」に、命令を発動することができる」とされている。

【消防用設備等】

問1 答 (3)

解説 (1) 消防法施行令第9条の2、消防法施行令第12条第1項第6号参照。地下街と一体を成すとみなされる部分の延べ面積は1,000㎡未満であり、これらの部分にスプリンクラー設備の設置義務は生じない。
 (2) 消防法施行令第9条の2、消防法施行令第21条第1項第3号参照。車両の駐車場の地階部分は地下街と一体を成すものとして指定することができないので、延べ面積300㎡未満となり自動火災報知設備の設置義務は生じない。
 (3) 消防法施行令第9条の2、消防法施行令第21条の2第1項第1号参照。

(4) 消防法施行令第9条の2、消防法施行令第24条第3項第1号参照。博物館の地階部分は地下街と一体を成すものとして指定することができないので、当該部分には非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備の設置義務は生じない。

問2 答 (4)

解説 消防法施行令第26条第2項第3号、消防法施行規則第28条。客席誘導灯は、客席内の通路の床面における水平面について計った客席における照度が0.2ルクス以上となるように設ける必要がある。

【防火査察】

問1 答 (4)

解説 (1) 立入検査マニュアルによりみだりに他に漏らしたとはならないと考えられる。
 (2) (1)と同じ理由。
 (3) (1)と同じ理由。
 (4) 法令根拠に基づく問い合わせではなく、情報公開請求等で対応すべきであるので、みだりに他に漏らしたと考えられる。

【防火査察】

問2 答 (3)

解説 (1) 「消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について」（平成14年10月24日付 消防安第107号）（以下「107号通知」という。）により適切。
 (2) 107号通知により適切。
 (3) 両命令違反とも成立しており、両命令違反について告発を行う必要があるため、不適切。
 (4) 107号通知により適切。

【危険物】

問1 答 (4)

解説 危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、取扱作業に従事することとなった日から1年以内に保安講習を受けなければならないこととされているが、その日前2年以内に免状の交付を受け、又は講習を受けている者は、交付日又は受講日以降の最初の4月1日から3年以内に受講すればよい。
 [参照条文]
 危険物の規制に関する規則第58条の14第1項

問2 答 (2)

解説 屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備は、第4類の危険物には適応しない。また、不活性ガス消火設備が適応するのは、第2類の危険物（引火性固体）及び第4類の危険物である。
 [参照条文]
 危険物の規制に関する政令別表第5